

## 三河における文政おかげ参りの類型化

橋 敏 夫

### はじめに

江戸時代における庶民の社寺参詣については、豊富な研究の蓄積がある。特に、伊勢の神宮に参詣する形態のひとつであるおかげ参りに関しては、群を抜いていると言ってよいだろう。そのきっかけは、藤谷俊雄氏の研究であろう<sup>(1)</sup>。以降、各地の事例が報告され、明らかになったことは数知れない。愛知県内では、尾張地域の西田躬穂氏<sup>(2)</sup>、西三河地域では岡崎藩領の藤井寿一氏<sup>(3)</sup>、東三河地域では吉田湊からの参宮船についての渡辺和敏氏の研究がある<sup>(4)</sup>。さらに渡辺氏は、交通史という視点から静岡県内の東海道筋におけるおかげ参りを検討し<sup>(5)</sup>、三河吉田藩領の東海道新居宿と同藩が管理する今切関所についても触れている。筆者も吉田藩領の文政おかげ参りと「ええじゃないか」について論じたことがある<sup>(6)</sup>。

小稿では、これらの研究を参考としながら、文政おかげ参りの発端と幕府道中奉行の対応、おかげ参りが伝播した三河国の様子について、発生地と三河国との中間地でもある尾張藩の領主的対応をも加え<sup>(7)</sup>、論じることにはしたい。特に、吉田藩領については、これまで知られていなかった触書やぬけ参り等の新史料が発見されたので、史料紹介も兼ねる。これらについては、すでに交通史学会第44回大会や三河民俗談話会2018年9月例会に

おいて報告したことがある<sup>(8)</sup>。ここでは、これらの報告の内容を改めて整理し、三河国という限定地域における文政おかげ参りの類型化を行うことにしたい。

### 1 おかげ参りの発端と 道中奉行の対応

箕曲在六輯『御蔭参宮文政神異記』によれば<sup>(9)</sup>、文政おかげ参りの発端は、文政13年(1830)3月20日に阿波国徳島に住む手習い子たちが集団参宮したことである。同書では、子供たちの参宮ルートが徳島城下から港町の撫養を目指すことを指摘し、海路で淡路島を経由して播磨国明石に着くことを挿図「阿波国より播州江舟路方角」で示している。

阿波国徳島西新町柄杓屋の木具屋徳次と申者、昨十五日御蔭参につき尋候処、御蔭参りの発端は、

一佐古町八丁目手習屋に手習いたし居申候子供等、御参宮仕度趣、三月十九日物語いたし、翌廿日手習子供二三十人参宮仕。これ御蔭参りのはしめなり。(中略)

一阿州徳府の小兒等、御参宮仕と申、いづれも何となく撫養へさして出る事奇妙なり。

大坂市中には閏3月7日、おかげ参りを抑制し、異説の流布を禁ずる触書が出されたが、

これを収録する『大阪編年史』は、参考として『復古籠』から「文政十三年三月廿六日、阿州より伊勢参宮三百余人明石へ着船、紀州加田浦へ四五千計着船、一兩日之内殊外賑々敷相成、閏三月二日・三日頃ニハ紀州・泉州・播州大ニぬけ参り流行、不残杓を持、報謝受申、中旬ニハ誠ニおかけ参りと申事ニ相成候」との記事を引用している<sup>(10)</sup>。ここには、発端の直後に爆発的に展開した様子が述べられるとともに、柄杓を携帯するという典型的な風俗がみえている。

御三卿田安家の広敷用人をつとめた蜂屋椎園の雑纂随筆『椎の實筆』巻四の十六には、文政13年4月に幕府の大津代官手代から借覧した書付が写してある<sup>(11)</sup>。

○文政十三年庚寅四月、御代官石原清左衛門手代より借写すといふ書付 伊勢御蔭参

石原清左衛門支配大津宿へ掛り、往来仕候人数、一日凡七万人程ツ、も可有之趣相聞、大津旅籠屋共方止宿仕候人数、当閏三月十一日より同十五日迄泊高一万四千四百五十人、平均一日凡二千二百余之泊高二而、往来之内ニは、路銭、旅支度等も不仕、着之儘ニ而宿元拔出、旅中食事難渋之者等も夥敷御坐候由ニ付、右躰之者共は大津宿町々も相勞、難渋之者は、無扨市中明家又は芝居小屋等江差入申候。日々泊之分、此節凡八百人程ツ、<sup>(12)</sup>も有之候段、御勘定奉行曾我豊後守殿へ、閏三月十八日附ニ而届差出候事。

但、明和之度ニも有之候事。

一伊勢之御祓空中より阿波国へ下り候由ニ而、阿波壹国ハ不及申、近国聞伝候而追々参宮致し候者夥敷事ニ御坐候由。右之御祓所々江下り候由。尾州、大坂、堺杯江も壹式ヶ所下り（後略）

近江国大津宿の様子も興味深いのが、幕府代官石原が閏3月18日に江戸の勘定奉行に通報した事に注目したい。曾我は文政6年11

月8日に京都町奉行から公事方勘定奉行に転じ、同11年8月29日から道中奉行を兼帯した<sup>(12)</sup>。したがって、文政13年閏3月23日付で品川宿が提出し、同年4月6日に草津宿に到着した道中奉行廻状は<sup>(13)</sup>、曾我が関与したものであろう。この請書は、日付は不明ながら途中の新居宿と吉田宿において通過が確認できる<sup>(14)</sup>。

#### 差上申御請書之事

此節おかけ参りと唱、伊勢参宮之もの数多有之、就中大坂辺より勢州迄迄参宮人及群集、止宿等も差支候程之混雑有之旨、入 御聞、右混雑ニ乗し、宿々諸商売屋もの者勿論、其外都而不取締心得違之儀無之様、取締方嚴重ニ可心付候、

右之趣先宿々江申通し、別而大坂より関宿迄者尚更入念申通候様、是又被仰渡、承知奉畏候、依之御受書差上申処、如件、

文政十三年

壬三月廿三日 東海道品川宿

年寄

庄五郎

道中

御奉行所

右被 仰渡候趣、一同承知奉畏候、以上、

寅四月六日 草津宿

問屋

重兵衛

年寄

勘十郎

日付から情報の流れを整理すると、大津代官[閏3月18日]→[江戸・勘定奉行兼道中奉行]→品川宿[閏3月23日]→草津宿[4月6日]となる。道中奉行は廻状発出時点では、関宿以西の街道筋で参宮人が群集していることを懸念していたようである。

しかし実際には、既に尾張・三河からの渡船による参宮人が急増していた事実がある。すなわち、伊勢国朝熊山にある萬金丹本舗野間家『文政十三年御蔭参雑記』によれば<sup>(15)</sup>、

文政13年閏3月13日には、

一今日は三河・尾張船道者并近在の参宮人  
多く、余程の賑合也。

とある。閏3月26日には、

一尾州、三州、濃州へも御祓ふり候由にて、  
船道者多分有之、別ニ岡崎辺、大垣、岐  
阜、桑名、四日市、京都も追々出、誠に  
大賑合也。

とある。尾張・三河・美濃で降札があり、渡  
船利用者が多く、三河国岡崎、美濃国大垣・  
岐阜、伊勢国桑名・四日市、京都からの参宮  
人が続いている。それでも4月15日には、

一此節は余程淋敷相成、例年春に少し賑合  
候位の事、乍併因州・遠州・信州辺も少々  
出る。

とある。一時的には落ち着きをみせ、例年よ  
りは少し人数が多いくらいであったが、因  
幡・遠江・信濃からの参宮人もあったとい  
うものである。

このうち岡崎については、『文政十三年御  
蔭参雑記』に対応する記録を藤井氏が紹介し  
ている。すなわち、賀茂久算が著した地誌『三  
河聴視録』には次のようにある<sup>(16)</sup>。

#### ○御影祭附箋

○文政十三年庚寅閏三月二十一日ノ夜  
ニ太神宮御祓祐金町鶴田七良兵衛・十  
王町長坂新次良両家屋敷ノ中ニ天クタ  
リ玉フ、夫ヨリ七間御門ノ内其外城内  
所々町々裏々ニ至ル迄降りケル故、男  
女・大小人トモニ参宮セシ処ニ（中略）  
夫ヨリシテ町々裏々マテ美ヲ尽シテ御  
影箋ヲ作り一統ニ両町へ届ケ出スナ  
リ、在々モ御影祭ヲ生土社ニテ祭ケリ、  
岡崎城下19か町のうち、年貢町である祐  
金町・十王町では文政13年閏3月21日夜に  
降札があり、その範囲拡大に応じて参宮す  
る人々が合ったというから、両史料の日付は符  
合するようである。

こうした事情を勘案すれば、いまだおかげ  
参りの発生が周知されていなかった地域、少

なくとも駿河以東の東海道筋では、大津代官  
の通報とこれに応じた道中奉行廻状が、おかげ  
参りの発生を知らせるきっかけとなった、  
と推測することができるであろう。

## 2 おかげ参りの展開と 領主の初期対応

文政13年閏3月21日に降札があった尾張  
国名古屋城下では、同月23・27・28日と連  
続し、同月29日までに合計520か所余での  
降札が確認され、4月9日に次のような触書  
が出された<sup>(17)</sup>。

在々より勢州参 宮いたし候者共之儀、  
衣類等を初、物数寄いたし取捨候儀等ハ、  
有之間敷事ニハ候得共、右ハ信心ニ而参  
宮いたし候ハ、儉約中之事候間、猶更  
質素いたし、曾而遊興ヶ間敷筋ニ不相移  
様、急度可相心得候、

(文政13年)  
四月九日

村々からの参宮に対し、尾張藩は信心に基  
づいているとして容認しながらも、儉約期間  
中であることを理由に、質素を心掛け、遊興  
とみなされない行動を求めている。

名古屋城下と東海道熱田宿の様子は、猿猴  
庵こと尾張藩士高力種信の『画誌卯之花笠』  
に詳しい<sup>(18)</sup>。同書の記述で特に注目したいの  
が、「<sup>(接)</sup>撰待駕籠」である。

おかげ参り撰待駕籠  
めいわねんちう いせぢ かご  
明和年中には伊勢路にとせつたい駕籠  
あり このおほり そのさた しか  
有しなれど、此尾張にハ其沙汰なし、然  
このたび ふるわたりのさと わかきものおも  
るに此度ハ古渡里なる壯士思ひよりて、  
このほどこ しよほう  
此施しをなせり、これより諸方にせつ  
たい駕籠を出し、さまざまの出立にて  
くわびふうりう つく  
花美風流を尽せり（後略）

明和8年(1771)のおかげ参りの際に伊勢  
路で行われていた接待駕籠を古渡の若者が取  
り入れ、これが各地に拡散した、というので  
ある。古渡は熱田宿から分岐する美濃路が、  
さらに佐屋路へとつながる地点に位置する交

通の結節点である。こうした地理的特徴が接待駕籠を使おうとする発想に結びついたのであろう。

三河吉田藩が出した触書は、豊橋市美術博物館の企画展図録『おかげまいりとええじゃないか』のなかで、足代弘訓『御蔭参雑載』に記載された「参河吉田御触」が紹介された<sup>(19)</sup>。残念ながらその前半部分だけの掲載に止まり、発令時期は不明のままであった。しかし、豊橋市美術博物館が所蔵する八名郡浪之上村の『御触留日記』にも同文の触書があることが確認でき<sup>(20)</sup>、愛知大学総合郷土研究所が所蔵する三河国八名郡牛川村松坂家文書のなかにも同文の「御触写」があることが判明した<sup>(21)</sup>。

#### 御触写

此節西国筋より伊勢おかけ参と唱、夥敷群集之由、此辺ニ而も追々参詣之族茂有之趣相聞候、信心ニ而致参詣候義ハ寄持<sup>(奇持)</sup>之事ニ候得共、一家内ニ而多人数参宮ニ罷越候而者、家業之妨ニ相成、火之元等之用心も不宣、又奉公人等者、主人之差支をも不顧参詣ニ罷出候類者、却而神慮不叶筋も可有之ニ候、殊ニ此節農業忙敷、無寸暇時節ニ相成、世間之人氣ニ被引立、家業を差置、右体致参宮候義者不宣筋ニ候、参宮之心さし有之者ハ、家業差支ニ不相成様家内睦敷申合セ、間合を考神妙ニ参詣いたし、勿論大勢一同申合、騒々敷罷越事坏ハ、別而不宜敷候間、左様之事坏無之様急度相心得可申候、  
一参宮人往来之道筋売物を高直ニいたし、他国之参宮人難義成事不致様能々可申付候、又西国筋ニ而者、施行坏名聞がましき致方も有之様子ニ相聞候、参宮人之為ニ成ル事者宜敷候得共、右体之事出来不致様兼而申付可置候、  
一此節伊勢大神宮之寄瑞有之趣ニ而、日待坏致候処も有之由相聞候、右体之義有之候ハ、役所へ相届可申候、日待

等致候共、心得違之義不致様相心得可申候、

一惣而他江罷越候節ハ、役所へ相届候義勿論ニ候得共、中二者心得違、無届致他参類も有之、不埒ニ候、此節参宮人并平日他参ともニ兼而被 仰出之通急度相届可申候、

右之通被 仰出候間、村中小前不洩様急度可申渡候、以上、

(文政13年)  
寅四月十一日

富沢治助様

富田小藤治様

山中七左衛門様

その内容は、おかげ参りについては信心と捉える一方で秩序を保った参宮を要請し、家業に支障を及ぼさないこと。おかげ参りにつけこんだ高値販売や売名に等しい過剰な施行は禁止。日待行事、および参宮・他参の届出を命じるものであった。第4条の関連では、吉田藩主松平信祝の日記『座右記 抄』に次のようにある<sup>(22)</sup>。

(享保11年4月)  
廿一日

一向後町在より順礼、惣而物詣等遠方へ参候ハ、其向々へ届、吟味之上可遣候、品により関所なと有之所、廻り道なといたし参候様なる筋も候ハ、決而遣間敷候、町郡奉行・目付へ云渡候様ニ云付、  
吉田藩では、享保11年(1726)段階で、無許可の順礼・参詣を禁止していた。文政13年との間隔はあるが、同年4月11日令にある「兼而被 仰出之通」という部分に関する前例となるであろう。

「御触写」を作成した松坂家に伝わる文政13年の伊勢暦に牛川村や吉田領内のおかげ参りについて記録されていることも明らかになった。その「文政十三年伊勢暦」は端裏に「文政十三年寅年 をかけ参りはやり申候」と貼紙され、暦の周囲に分散して4か所に書込がある。そのなかのひとつを次に示す<sup>(23)</sup>。

今年ニ・三月時分より、をかけ参りはやり、はじめ四国之国あわ之国よりはじま

り申候、夫より当国江はやり、四月より少々ツ、まいり申候、当村方清兵衛様之娘をとく四月参り、其後五月四郎兵衛様徳十参り、此兩人村方之初、をかげ参り之はじめ成、夫より六月から九月迄皆々参り、子供・をとな、男女ニかぎらず、銭なしニ茂まいり、所々にせきやう御座候、くいもの・むま・かこ・そうり・わらんじ・紙・たばこ・ツへ、其外いろ々々御座候、

別の場所には「此時庄屋清兵衛・組頭六左衛門、山守喜之介、立杵権三郎・九十・九平二右三人」とあるから、牛川村から最初に参宮した「とく」は庄屋の娘であろう。4月の「とく」に続き、5月に徳十が出掛けた後は、村中から老若男女が6～9月におかげ参りに出た。その際には無銭で、各所で施行があった、というものである。

### 3 東海道筋の状況と おかげ参りの類型化

東海道池鯉鮒宿は三河刈谷藩領の宿場で、刈谷城下とは1里8町程の距離があるから、典型的な宿場町である。同宿のおかげ参りは池鯉鮒大明神の大祭に関する出納等を世話人が書き継いだ『中町祭礼帳』によると次の通りである<sup>(24)</sup>。

伊勢御影参り之事

并 御札天降候事

一文政十三年庚寅三月阿波国より始り、国中天照皇大神宮江御影参流行致し、五月頃往還ハ老若男女群集成シ候ニ付、町内信心之輩申合、火除小路ニ日小屋を掛、暑氣払五冷散を接待、六月十三日より晦日迄被致候処、初日ハ湯茶八石程施シ候、右施主桔梗屋守蔵・尾河屋政治郎・千年世や仙八・平野屋源蔵・清原軒喜代蔵・文会堂梅枝・尾倉屋嘉兵衛、

六月廿八日朝、鳥羽屋甚吉家棟江天照皇大神宮剣祓壺枚 天降給ふを見付、町内若キ者取持奉祭文、其趣宿中遊日致し、右之接待場ニ社檀を飭り、御神酒・御鏡餅壺斗・御膳其外種々の拵物、家々より奉捧、町内家々ニ御神灯を掛、御神酒壺樽諸人江披露致シ、夜中迄参詣之人群集をなし候、同日、本町江も下宮様御札天降り、同様ニ奉祭之、追々七・八月迄宿内所々江御札天降り申候、七月五日未刻、中田屋善助裏江丈ケ式寸八分位之箱御祓天降り給ふ所を人々見付、右同所ニ納メ、同八日前之通ニ奉祭之、八月中旬惣右衛門裏江内宮様剣祓天降り、同所ニテ祭之、其度ニ若キ者神楽を打、御神灯・拵物致し、両社家衆を招、町中安全之祈禱を致し、其後日ニ御神酒・灯明を捧申候、

七月朔日より八月七日迄町中ニテ五冷散接待致し、并ニ接待等籠式丁鍔り付ニ仕立、同参宮之旅人を上下乗せ申候、八月七日、御札申いさめ神楽致し、八日より煮茶せつたい致し申候、当節世上せつたい種々有之、國中江御札天降り給ひ、不思議之事所々有之由承り候、

一右御札九月十三日迄奉祭、御祓堂へ納、町内中神輿・高張桃灯ニテ若イ者打囃シ仕相廻り、夫より大明神御撰社大神宮様御社へ納メ申候、

池鯉鮒宿では、5月頃から参宮人が群参するようになったので、6月13～晦日に日除け小屋をこしらえて、暑氣払いの五苓散を接待した。この間の6月28日、はじめて降札が宿内2か所にあり、7・8月と続いた。降札があった場所では祭壇を設け、神燈・神酒・鏡餅を奉納したり、神楽を執行した。7月朔日～8月7日は五苓散と接待駕籠2挺で参宮人をもてなした。8月7日にはお札のちいさ

め神楽を執行し、翌日からは煮茶接待に変更し、9月13日に札納めの神事を執行した、という。

以上、池鯉鮒宿のおかげ参りは、[施行・接待→降札]という展開を示した。

三河国岡崎は、本多家5万石の城下町であるとともに、町の一部が東海道岡崎宿、さらに矢作川水運の基地でもあった。藤井氏が紹介した伝馬町小野家の『萬留帳』によると、おかげ参りの様子は次の通りである<sup>(25)</sup>。

(文政13年)同寅六月朔日時分より、岡崎町中十九ヶ町其外寺門前迄せつたいおかげかご差出し、参宮之者ニ施行、尤いろいろ々々かさり付、はんでんニ而みな々々荷、銘々いろいろ々々おどりする、(欄外記載)「殊更連尺ハ、おかげ湯とて羽織・はかまにていろいろ々々しやれの巧能いひ、(効)つり台にて荷ひ、町々あるき、施行する」かご凡メ百廿三挺も出ル、其外<sup>(接)</sup>撰待所欠村ニ満性寺門前より出張壺ヶ所、投町一ヶ所、両町、伝馬町四ヶ所、籠田町、連尺町、木町三ヶ所、下肴町、同所大林寺門前出張一ヶ所、田町、板屋町、八町、松葉、メ拾八所有之、(材脱カ)「唐沢町も菓施行、町々あるき」下之切ハ素麵屋彦右衛門方施行、会所ニ而枇杷菓湯施行、下中切八十王堂之庭江小屋かけ、餅つき施行、上中切者信濃屋四郎右衛門方ニ而会所餅の施行、其外上之切者六地藏の角番<sup>(所)</sup>廻<sup>(所)</sup>はうしろへ引小屋立、強飯哉かゆの施行、連尺町ハ村田屋会所ニ而ところてんの施行、其外ハ一々印かたし、(欄外記載)「尤おどりしたいこ・三味・大小つゞみ・ふへいろいろ々はやしおどるなり」おどりをハ折々御上覧有之、御城内江も籠田口より田町へ通ぬけニて、御屋敷ニておどりする、いろいろ々々けいごもあり、尤日暮候へば、正一々ちやうちんニておくり、前代未聞之賑々敷事也、此年ハ六十一年め御かげ参りとて、春二月時分より諸国より参宮する、伊せ地ニ

も撰待いろいろ々々あり候よし、此辺も参宮せぬ者者なかりけり、しかし、おかげかごハ岡崎のやうなるハ外ニハなきよしハさ有之、其外大神宮の火事ハふしきのよし、参宮之者うハさ、末社并御本社のき迄ハやけ、殊更杉の木なぞハ半分ハやけ、御本社方ハやけぬよし、いろいろ々々不思議の取沙汰有之、此方江もおはらひふり、御へい・かんむりなぞもふり、鳥くわへきたか<sup>(効)</sup>与聞見たる者も有之、手前見ぬ事なれば実説ハ知ズ、

一撰待会所江七貫文、又金壺両、又金壺両、入用割壺両、メ金四両出シ、

(付紙略)

矢作村たんぼの中江かんむり落候とて御宮江筋ル、下之切素麵屋江のうらニおはらひありしよし、両町・専福寺門前・六地藏、其外諸々江おはらひふり、いろいろ々々まぢ々々のうハさニて難分事も有之候、御かげも六月晦日限りニて相休ミ、尤七月三四日時分迄さハくも有、尤かごハ七月までも荷ひ、此度ハ珍事ニて連尺ニてもれき々々の衆もかご荷ひ、町々も同様なり、

岡崎城下19か町のうち、岡崎宿の中心である人馬役町と寺院門前では、6月朔日から参宮人に対し、接待おかげ駕籠123挺を提供した。その際の接待所は18か所、各所で枇杷湯・餅・強飯・粥・心太を施行した。町々が繰り広げる踊りは、城内の通行を許され、藩主家の人々が見物した。こうした接待は、6月晦日限りで一区切りとしたが、接待駕籠は7月まで行われたという。

以上、前掲の『三河聡視録』とこの『萬留帳』によれば、岡崎宿のおかげ参りは、[降札→おかげ参り→施行・接待]という展開を示した。

三河吉田藩領八名郡浪之上村の『御触留日記』によれば、吉田藩は前述の文政13年4月11日令に続き、7月6日付で神宮に群参

する旅人に対し、自慢を競うような接待と、他村が往還筋に出張って施行することを禁止する触書を出した<sup>(26)</sup>。

此節伊勢群参ニ付、日々往還旅人多通り有候<sup>(之脱力)</sup>ニ付、往還筋村々ニおゐて食物等、或者駕籠并馬等施行致候もの有之由、寄持成事<sup>(寄持)</sup>二者候得共、追々大造ニ相成候趣相聞、甚以不埒之事ニ候、依之右体之事ハ不相成候、村中江申付嚴敷差止可申候、尤病人其外足痛等にて歩行不相成、及難儀ニ候者有之節ハ格別、左も無之、かご等用意致し待居候儀ハ決して不相成候、

一往還筋村々江他村より持出候而右様施行等致候義、決而不相成候間、他村より持出候ハ、堅相断可申候、右之趣<sup>(改行力)</sup>村中江不洩様可申付、廻状早々致順達、留り村より役所江可相返候、以上、

七月六日

富沢治助

富田小藤治

山中七左衛門

忠興新田より

暮川村継

吉田藩同様に行動したのは尾張藩で、7月9日と同月20日にも触書を出している<sup>(27)</sup>。その内容は、接待駕籠そのものと、それを担ぐ者がともに華美になっていること、その費用を貧富に関係なく村中で割合負担している等を注意するものであった。

三河国吉田は、松平家7万石の城下町、その一部が東海道吉田宿であり、宿内の船町にある吉田湊は、吉田川舟運で上流域と物資輸送があるとともに、三河湾を抜けて伊勢との間を結ぶ参宮船が出帆した。吉田のおかげ参りについては、拙稿で述べたことがある<sup>(28)</sup>。

そこで紹介した「年代記印堂之事」の内容は、前半において、おかげ参りの概要と各地への拡散時期について述べ、8月頃に三河以東関東地方で盛行したことを記し、後半において、下地村と表町十二町の船町・田町・坂

下町・上伝馬町・本町・札木町では、紋付の浴衣や袴纏の調製し、飯・粥・煎り豆・茶・菓子・水玉・麦湯を提供したことを挙げている。施行駕籠でも本町は上等な乗物を用意したとあり、裏町や在中からも施行・接待があったと記録されている。

渥美郡羽田村にある羽田八幡宮神主の羽田野敬雄の日記『萬歳書留控』のなかにも吉田のおかげ参りに関する記述があり、拙稿で注意を促したのが次に示す「吉田の市中へ出たる駕籠四百十余挺・馬六十六疋、人数合二千五百五十余人也、ソヲ角力ニ組テ板行シタリ」の部分であった<sup>(29)</sup>。筆者である羽田野は接待駕籠や接待馬、関係した人数を詳細に記録した。

以上、両者をまとめると、吉田のおかげ参りは、「施行・接待」という展開を示した。

上記の渥美郡羽田村は、吉田城下に隣接する村方で、中郷・北側・西羽田・百度・西宿という字（史料中では嶋[シマ]）からなる。前掲の『萬歳書留控』には吉田におけるおかげ参りに続き、羽田村の様子を次のように記している。

（前略）盆後当村ニても施行駕、又施行米之催有之候処、七月廿五日朝五ツ半時頃八幡社中の鳥居之前之東ノ方へ御祓ふれり、依之早々村役人へ相達候処、即日村中遊日いたし、皆々社参拝礼いたし候、灯明者中郷・北側・西羽田・百度等四嶋より献シ、西宿・西町よりも挑灯二張ツ、上ケ申候、翌廿六日も遊日ニ候処、昼八ツ半頃同社中湯立場所へ又々降りり、其夜者村中にて神酒一樽ひらき、村中一同参詣賑々敷候、尤灯明者朔日ノ夜迄七夜あげ申候、[尤御初穂金五十疋村中より受、]

御祓ハ 内宮天照皇太神宮 両度共ニ如此御祓ふり申候、<sup>(駕籠)</sup>廿七日も遊日にておかげがこ出シ申候、四嶋一同にて駕籠四挺、若者はん

てん [もめん柿色にて、背中に羽ノ字を赤く付る]、此外中老共も皆々助ニ出、賑々敷事也、

同八月六日朝北側清五郎居宅屋根へも外宮の御祓ふれり、依之八幡社中へ勧請し、其夜も神酒壺樽打ぬき、一同参詣いたし候、

今度も灯明七夜上ケ申候、尤御初穂二十疋、灯明料二十疋、北側氏子より申請、

一せつたい粥 四嶋打合、銘々志次第寄進米を出し、上伝馬町市十郎北隣ノ家をかり施行ス、

同月廿日西羽田天王社中へ内宮御祓ふれり、并式朱銀一そへて有之、天王社中へ常陸勸請ニ参り、其夜も神酒一樽打ぬき、賑々敷参詣いたし候、

則為御初穂廿疋申請 (後略)

すなわち、文政13年の盆を過ぎた頃から羽田村でも施行駕籠や施行米を催していたところ、7月25日朝にはじめて降札があり、当日と翌26日を遊日としたところ、26日昼にも降札があつて翌27日も遊日となった。結局、3日連続の遊日となり、27日にはおかげ駕籠4挺を揃いの袴纏で提供した。降札は、8月6日と同月20日にもあった。吉田宿内の上伝馬町に場所を借りて接待粥を提供した、というものである。

遊日が3日間連続したことは、次の牟呂村・牛川村でいうところの二夜三日正月と同じ形態になったことになる。なお、吉田宿における接待粥は、吉田藩が触書で禁止した行為である。

以上、羽田村のおかげ参りは、[施行・接待→降札→二夜三日正月→吉田で接待粥]という展開を示した。

渥美郡牟呂村は、吉田から西方1里の距離にある三河湾に面した村方で、羽田村を含む野田村・三相村・吉川村・馬見塚村で構成さ

れる吉田方五ヶ村を挟んで吉田城下に通じる。吉田藩の支配では、牟呂村として1か村であったが、実際は上組・中組・下組に分かれていた。さらに上組は市場・大西・大森・大海津、中組は坂津・外神・大公文・小公文、下組は行合・中村・東脇・供長の字があり、この字に村を付し、市場村のように呼称する場合があった。

牟呂八幡社の神主森田光尋は、祖父光成代にあった明和4年(1767)のお鍛祭り、父光義代の文政おかげ参り、自らが体験した慶応3年(1867)の「ええじゃないか」騒動についてまとめた『留記』を作成した。同書は、特に渡辺氏による「ええじゃないか」騒動研究に利用されてきた。ここでは、「文政十三年寅八月 大神宮御祓納 おかげ」と題された文政おかげ参りの部分を紹介する<sup>(30)</sup>。

文政十三年寅六月、大旱打続折々祈雨有之、当年は稀成勢州おかけ詣とかいひて、諸国より参宮群集ス、諸国江両宮御祓降臨不思議之神異有之、当牟呂中組真福寺之地内ニ御祓降臨まします、坂津・外神両村之もの、真福寺之住寺ニ右之御祓を村方江被下と頼めども、地内ニ降臨まませハ当寺ニ納むべしとて許さず故、力なくて帰ル、折しも何日祈雨ニ而御本社江ハ坂津・外神・市場東三ヶ村之若者とも参籠、天王社江中村・両公文・大西・大海津同断、何卒御祓ふらせ給へと諸共にこひ祈申す、又雨も其夜弥ふりにふる、翌朝天王社江参籠のもの正面ニ出て見るに、杉之木の間に御祓たてさまになりて降臨まませり、あはやと言て其よし人々ニ申し、当家江皆々いそぎ申来ル、不思議之事ニは大雨なりしに御祓露もぬれ給はす、内宮之御本宮之御祓也、先拜殿ニ遷に納め、役人江右之趣申遣し、村中一同触出し、村々夫々ニ赤手巾、又ハ白手巾・赤頭巾杯一手ニ打そろへ、晚八ツ時分、当本社江御引うつりなり、右之



御祓を杉葉宮形ニ作り、中ニハ御札箱也、それに入て禰宜源三郎前ニ立、村々一同御供、道中おかげおどり大群集也、父讚岐光義ハ本社ニ控居ル、おのれハ六才之節也、二夜三日参詣大群集、酒宮中ニ而六樽村中ニ而買、市場若者よりも武樽、夫々之村方ニ而も買、都合三ヶ日之間拾八樽也とそ、外村々壹枚位当ニ御祓降臨有之よし、此近郷ニ而御祓降臨無之村ハ小浜村・忠興村之ニヶ村計也とぞ、牟呂村は七枚計も降臨有之よし也、九月、高良大明神之杉〔十本杉といひて小き杉十本立〕江御下り有之、是外宮御本宮之御祓也、当宮ニ一所ニ納ム、是村方之終り降臨なりとおほえ侍り、小宮々々ニ而十樽、メ武十八樽也とそ、

光尋筆記ス、

日時は不明であるが、中組の真福寺にはじめて降札があった。牟呂村では雨乞い祈祷のために村人が参籠中であり、降札は吉祥であったが、このお札は住職の意向で真福寺に留め置かれた。牟呂八幡宮・天王社でも参籠していたが、そのうち天王社にも降札があった。これを機に揃いの衣装に身を包み、お札納めを挙行したが、その道中のおかげ踊りは大群集となり、二夜三日正月の参詣も同様で、酒 18 樽を消費した。近隣では村々に 1 枚ずつの降札があったが、牟呂村では 7 枚になり、小浜村と忠興村では 1 枚もなかった。その後 9 月にも降札があり、酒 10 樽を消費した、というものである。

以上、牟呂村のおかげ参りは、〔降札→二夜三日正月〕という展開を示した。

八名郡牛川村は、吉田城下から領内を抜けて本坂通嵩山宿へ続く嵩山街道の途中にある村方で、吉田までの距離は 1 里と比較的近い。既述したぬけ参りとおかげ参り後の様子は、「文政十三年伊勢曆」の書込によれば、次の通りである<sup>(31)</sup>。

七月廿一日ばん暮六ツ時、今清六東半兵

衛屋敷家之屋根江大神宮様之御はらい壹枚御ふり候者、夫より三日正月ヲ致申候、御神酒細樽買、宮之前へニ而よしずはり、御かい之セ行致し申候、いろ々々之さわぎこと、此上もないさわき、夫より大神宮様之御はらい四枚、秋は山之御札三枚、両方之御札メ七枚御ふり、三日ツ、之正月七たびに、三七廿一日正月御座候、今当村氏紙様之御前之札ばこに、右両社之御札納をき申候、

此間之内御札ふり申候所、東植田・西植田・大崎・大津・杉山・城下・赤沢・小松原・野依・高足・草間・芦原・橋良・小池・牟呂・吉田、其外所江ふり、中ニ茂此当所ニ而ハ、仏餉村江ハふらず、

7月21日に降札があったことから「三日正月」を開催し、粥の施行や「さわぎこと」を挙行。その後は、大神宮4枚と秋葉山3枚の降札をうけ「三日正月」を7回繰り返した。そして、周辺村々における降札の有無を記す、というものである。ここでの「三日正月」は、二夜三日正月と同義である。

以上、紹介した書込すべてからすると、牛川村のおかげ参りは、〔ぬけ参り→おかげ参り→降札→二夜三日正月〕という展開を示した。

宝飯郡一宮村は、吉田宿と御油宿のほぼ中間に位置する宝飯郡小坂井村から延びる伊那街道が三河山間部に入ると手前に位置し、村内に三河国一之宮である砥鹿神社が鎮座する。同社の境外末社である津守神社の禰宜が記した『萬年覚帳并ニ社礼之覚』によれば、一宮村では、施行駕籠 13 挺を提供した<sup>(32)</sup>。

文政十三寅年八月一日、おかげ施行一日より五日迄村中かゝり申候。金五兩程のセ行也、施行籠駕十三しやうあり、草かべ・松原・牛嶋・麻生田・善川一どなり  
8月1～5日に金5両をかけたというのは、施行駕籠に用した費用であろう。併せて近隣の村々でも同様であった、というものである。

以上、一宮村のおかげ参りは、[施行・接待]という展開を示した。

### おわりに

文政おかげ参りについて、発端からの様子と幕府代官の江戸への通報、道中奉行廻状の東海道宿々への伝達と尾張藩・吉田藩の触書を取り上げ、さらに三河吉田領内の展開について述べたうえで類型化を試みた。その際、相対化するために、近隣の地域、具体的には東海道池鯉鮒宿と岡崎城下を対象に含めた。要約して結びとしたい。

文政13年(1830)3月20日の阿波国徳島城下からのぬけ参りを契機として文政おかげ参りははじまり、以後爆発的に展開した。ここではその一部を『反古籠』や幕府大津代官の江戸への通報で紹介した。

文政おかげ参りの特徴として、柄杓を持参することがよく知られるが、接待駕籠が伊勢路以外の場所で一般化したきっかけを猿猴庵『画誌卯之花笠』が指摘している。取り上げた各地で史料上の表現が岡崎・羽田村で「御影籠」・「おかげかご」、一宮村で「施行駕籠」とことなるが、必ず登場した。しかも「おかげかごハ岡崎のやうなるハ外ニなき(由)よ(樽)うハさ有之」という比較を意識した表現もあった。接待駕籠を文政おかげ参りの特徴として位置づけてよいだろう。

おかげ参りに対する領主側の対応は、触書で明らかになる。庶民の信仰心の発露であることから、直接おかげ参りを禁止するものは存在しないが、治安維持の観点から抑制的な行動を求めていることは、尾張藩・吉田藩とも共通している。しかも両藩は、おかげ参り発生直後の文政13年4月、群参が大規模化した同年7月と、2度触書を出した。

おかげ参りの類型化では、池鯉鮒宿・岡崎城下・吉田城下という[町]、吉田藩領の羽田村・牟呂村・牛川村・一宮村という[村]

に2分することが適当だろう。史料からぬけ参り、おかげ参り、降札、施行・接待という4要素を抽出した。それぞれの場所毎に展開の違いはあるが、[町]では、施行・接待の期間を月切、岡崎を例で挙げれば「御かげも六月晦日限りニて相休ミ」、で区切る傾向がある一方で、[村]では、羽田村の揃いの絆纏での「おかげかご」、牟呂村の「道中おかげおどり」、牛川村の「いろいろ々之さわぎこと」の期間を二夜三日正月という言葉で表現しているという違いがある。そして期間を延長する場合でも牛川村では、「三日ツ、之正月七たびに」とあるように、二夜三日正月が一単位になっている。[町]と[村]とでは、時間認識の方法に違いがあるということだろう。さらに、[村]の特徴として、羽田村や牛川村の例が示すように降札の有無に対する関心が高いことが指摘できる。

ぬけ参りとおかげ参りについては、牛川村のように、年少者のぬけ参りから住民のおかげ参りへと展開する場合と、岡崎のように、住民のおかげ参りだけの場合がある。

## 註

- (1) 藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじゃないか」』（岩波新書、昭和43年）。
- (2) 西田躬穂「近世尾張における「おかげまいり」」『名古屋市博物館研究紀要』第2巻（名古屋博物館、昭和54年）所収。
- (3) 藤井寿一「お鍛参り・おかげ参り・お札降り - 高木俊輔氏「新説」批判 -」『岡崎地方史研究会研究紀要』第11号（岡崎地方史研究会、昭和58年）、「現岡崎市域の「おかげ参り」について」、同第13号（昭和60年）所収。
- (4) 渡辺和敏「吉田湊から出航する参宮船」『東海道路交通施設と幕藩制社会』（岩田書院、平成17年）所収。
- (5) 「東海道筋におけるおかげ参り」『近世交通の史的研究』（文献出版、平成10年）所収。
- (6) 拙稿「三河吉田の「ええじゃないか」騒動」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第63輯（愛知大学、2018年）所収。
- (7) 文政おかげ参りの際の領主的対応については、川合賢二「お蔭参りへの領主・支配の対応一文政13年を事例として」『地方史研究』第224号（地方史研究協議会、1990年）所収がある。
- (8) 交通史学会大会は2018年5月20日に目白大学、三河民俗談話会は愛知大学豊橋校舎5号館で開催。
- (9) 『御蔭参宮文政神異記』神宮司庁編輯『神宮参拝記大成 全』（西濃印刷、昭和12年）495・498頁。
- (10) 『大阪編年史』第17巻（大阪市立中央図書館市史編集室、昭和49年）9～11頁。
- (11) 『隨筆百花苑』第11巻（中央公論社、昭和58年）147～148頁。引用にあたり返り点は省略した。
- (12) 『大日本近世史料 柳宮補任2』（東京大学出版会、平成9年）48頁。
- (13) 「東海道草津宿史料」(一)『大阪経大論集』第43号（大阪経済大学、昭和39年）59～60頁。付属する草津宿からの請印帳部分は省略した。
- (14) 『新居町史』第8巻（新居町、昭和61年）806～807頁、羽田野敬雄「萬歳書留控」羽田野敬雄研究会編『三河国幕末神主記録』（清文堂出版、平成6年）103～104頁。
- (15) 前掲註(9) 神宮司庁編輯『神宮参拝記大成』551～552・555・559頁。
- (16) 前掲註(3) 藤井寿一「お鍛参り・おかげ参り・お札降り」『岡崎地方史研究会研究紀要』第11号9頁。
- (17) 降札については「青窓紀聞」『画誌卯之花笠』（名古屋博物館、2001年）97頁による。尾張藩触書は『新編一宮市史』資料編七（一宮市長伊藤一、昭和42年）1964号。註に、「四月九日付尾張藩鶴多須陣屋発」とあるので、発令日を4月9日とした。
- (18) 『画誌卯之花笠』（名古屋博物館、2001年）16頁。
- (19) 『おかげまいりとええじゃないか』（豊橋市美術館、2003年）23頁。
- (20) 豊橋市美術館石居家寄託文書「(八名郡浪之上村) 御触留日記」。但し、触書の日付は4月12日。
- (21) 愛知大学総合郷土研究所蔵三河国八名郡牛川村松坂家文書「御触写」。但し、触書の日付は4月11日。
- (22) 「信祝座右記抄」『豊橋市史』第6巻（豊橋市、昭和51年）960頁。
- (23) 愛知大学総合郷土研究所蔵三河国八名郡牛川村松坂家文書「文政十三年伊勢曆」。
- (24) 知立市歴史民俗資料館編集『中町祭礼帳』（知立市教育委員会、平成5年）284～286頁。
- (25) 前掲註(3) 藤井寿一「現岡崎市域の「おかげ参り」について」『岡崎地方史研究会研究紀要』第13号24～26頁。
- (26) 前掲註(20)と同じ。
- (27) 前掲註(17)『新編一宮市史』資料編七1985号・1987号・同付属。
- (28) 前掲註(6) 拙稿「三河吉田の「ええじゃないか」騒動」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第63輯12～14頁。
- (29) 前掲註(14) 羽田野敬雄「萬歳書留控」羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』102～103頁。引用にあたり割書は[ ]で示した。

- (30) 豊橋市美術博物館森田家寄託文書「留記」、渡辺和敏『ええじゃないか』（あるむ、平成18年）92～93頁。引用にあたり割書は〔 〕で示した。
- (31) 前掲註(21) 松坂家文書「文政十三年伊勢曆」。この他に文中で引用しなかったが、以下の書込がある。  
「此年世中六七分位之七けん一とう二咄、米之相場十月五日米之御札御座候、十八俵九分八厘、夫よりをいをい直■段よくあがり、卯正月四日直段御札御座候、十七俵一分之相場、」
- (32) 今泉家文書「萬年覚帳并ニ社礼之覚」国幣小社砥鹿神社社務所編輯『砥鹿神社誌』（国幣小社砥鹿神社社務所、昭和19年）650頁。
- (33) 前掲註(2) 西田躬穂「近世尾張における「おかげまいり」」『名古屋市博物館研究紀要』第2巻40～42頁において、尾張国春日井郡印場村では3月16日にぬけ参りがはじまり、同月中に64人が伊勢に向かった事例を紹介している。「印場村参詣者の人数と日程」を示した表6の日程を検討すると、「3/25-4/2」のように閏3月が存在していない日程の表記から、ぬけ参りの開始時期に疑問がある。